

一般競争入札公告

神契公告第 156 号

一般競争入札の実施について

一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月7日

神栖市長 石田 進

公告番号	神契公告第 156 号		担当課・TEL	福祉部長寿介護課	0299-91-1702
事業名	5公用車購入（長寿介護課）				
事業場所	神栖市溝口1746番地1 神栖市保健・福祉会館				
案件概要	介護認定調査用自動車				
履行期間等	契約締結日の翌日から起算して		90	日間	（ただし、末日が閉庁（閉館）日となる場合は、翌開庁（開館）日を末日とする。）
事業種別	物品購入				
入札参加 資格要件	登録区分	物品製造等	登録業種	車両・船舶類（自動車）	
	営業所の等				
	総合点				
	営業所の所在地	市内に本店または支店等			
	技術者要件				専任性
	履行実績				
	その他要件				
設計図書の 閲覧	場所	直接閲覧・貸出を希望する場合は上記記載の担当課（事前連絡を要する）			
	アドレス	神栖市ホームページ	<a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html</a>		
		入札情報サービス	<a href="https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/shidositsu/chodo/denshityotatsu/top.html">https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/shidositsu/chodo/denshityotatsu/top.html</a>		
入札方法	電子・紙種別	電子入札			
入札参加受付 （電子入札）	期間	令和5年7月10日 9:00 ~		令和5年7月24日 17:00	
		※ただし、土、日曜日を除く。			
質疑・回答	受付期限	令和5年7月19日 17:00	回答日	令和5年7月21日	
	提出方法	電子メールまたは持参 <a href="mailto:nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp">nyusatsu@city.kamisu.ibaraki.jp</a>	回答方法	<a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002559/1010655/index.html</a>	
		設計図書に関する質疑の有無について確認した後、入札書を提出すること。 質疑の回答も仕様の一部とする。			
入札書 受付期間等	電子入札	令和5年7月25日 9:00 ~		令和5年8月2日 17:00	
	郵便入札	事前承諾を得た紙入札に限り、令和5年7月25日9:00以降に郵送手続きを行い、令和5年8月2日17:00までに神栖郵便局必着			
入札時注意事項	入札書	入札書には、車両の消費税課税対象価格（税抜）と消費税非課税対象価格（法定費用、税金、保険料等）の合計金額を記載すること。			
	内訳書	提出を要する			
	その他	入札書記載金額と内訳書の合計額は一致すること。郵便入札の場合、入札書及び内訳書は、指定封筒に同封して郵送してください。			
入札（開札）日時	日時	令和5年8月4日 16:00			
	場所	神栖市役所 3階 301会議室			
予定価格	事後公表			低入札調査基準 最低制限価格	設定していない
入札保証金	免除	契約保証金	免除		
前払金	無			部分払	無
建設リサイクル法		議決の要否	否	長期継続契約	対象外
その他	●本公告の外、一般競争入札共通事項の記載事項も公告の一部となるため必ず確認すること。 一般競争入札共通事項 URL <a href="https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html">https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/business/bid/1002558/1002570.html</a>				
入札参加資格 審査書類	一般競争入札共通事項のとおり 落札の日から起算して2日（市役所の閉庁日を除く執務時間中）以内に提出すること。				